

大阪市従業員労働組合市民生活支部との事務折衝

○ 日 時 令和元年 10 月 17 日(木) 9:30～10:15

○ 場 所 中央卸売市場業務管理棟 15 階第1会議室

○ 出席予定者

(中央卸売市場)

(市民生活支部)

総務担当課長

書記長

総務担当課長代理

書記次長

担当係長

「令和2年度(2020 年度)勤務労働条件に関する要求書」に対する事務折衝

【所属】:(担当係長)

- これより、5 月に申し入れをいただきました項目につきまして、事務折衝を行います。

【所属】:(総務担当課長)

- それでは、申し入れにつきまして、所属の考え方を示させていただきます。
今回の事務折衝では、労働安全衛生対策とりわけ熱中症の取組みとワークライフバランスの取組み状況についてご説明いたします。
- 熱中症の取組みについては、日々の作業前ミーティング等において、注意喚起を行うなどして熱中症を出さない職場環境づくりに努めてまいりましたとともに、職場安全衛生委員会も活用して啓発を行ってまいりました。
- また、救命救急の観点から応急措置への対策についても、各職場の業務実態等を勘案のうえ、必要に応じて対応してまいりました。
- 今後も、救命救急対策についても、各職場の業務実態等を勘案のうえ、必要に応じて対応するとともに、注意喚起や意識啓発を行ってまいりたいと考えております。
- 次に、ワークライフバランスの取組みについてご説明いたします。
平成 31 年 4 月の労働基準法及び人事委員会規則の改正により、民間の労働者及び国家公務員に時間外勤務時間が導入されるとともに、地方公務員についてもこれらの趣旨を踏まえた対応を図る必要から、本市においても時間外勤務時間の上限時間を定め、長時間労働の是正、ワークライフバランスの推進に努めてまいりました。
今回の法改正に伴い、上限時間を規則に規定された趣旨を踏まえ、今後も時間外労働時間の縮減及びワークライフバランスの推進を図ってまいりたいと考えております。

以上、所属としての考え方でございますので、よろしくお願いします。

【支部】：《書記長》

- ただいま、総務担当課長より 2020 年度勤務労働条件に関する要求書に対する一部の回答及び現時点の考え方が示された。
- 熱中症については、日々の注意喚起と意識啓発に努めたとのことであるが、熱中症による体調不良が発生した場合の応急処置が行えるよう十分な対策・準備について強く求めておく。また、現場作業中の体温上昇や脱水症状のリスクを抑制するなど、高温多湿環境下の現場作業時の熱中症対策について、作業服等の貸与をするよう要請しておく。
- ワーク・ライフ・バランスについてであるが、本年 4 月に改正された労働基準法及び人事委員会規則を踏まえた時間外勤務時間については、法定時間で収まっており、引き続き、この状態を維持できるよう求めておく。
- 組合員は、日常業務を通じて市民・利用者の意見・要望を把握するとともに、市民の声を反映したより良い公共サービスの提供に向け、働き方改革に基づく業務改善を進め、大阪市のまちづくりに貢献していると自負しているところである。
- 業務実態に応じた現業管理体制の更なる充実・強化をおこない、安全・安心なまちづくりに向けた、質の高い公共サービスを提供できる業務執行体制の確立と、局として組合員の士気が低下することのないよう「働きがい・やりがい」をもって業務に就くことができる適正な要員配置を行うよう要請しておく。
- 局においても、こうした組合員の努力を十分認識するとともに、すべての組合員が「働きがい・やりがい」を持てるような職場環境づくりを強く要請しておく。
- 本日の局からの一部の回答及び考え方について、一定了解する。
- 最後に、今後、勤務労働条件に影響を及ぼす事象が発生した場合は、労使合意を前提に十分な交渉・協議をおこなうことを改めて要請し、「2020 年度勤務労働条件に関する要求書」について、この間の協議内容に基づき誠意を持って対処するよう強く求めておく。

【所属】：(総務担当課長)

- ただいま、書記長から大阪市従業員労働組合市民生活支部としての見解をいただき、私も説明いたしました内容に対し、ご理解をいただきありがとうございます。
- 中央卸売市場といたしましては、職員の労働安全衛生の充実及びワークライフバランスの推進に努めてまいりたいと考えております。
- また、今後も必要に応じて、協議・交渉を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- 本日はどうもありがとうございました。